

あおもり GX 住宅ビルダーズ住宅イベント広報掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 あおもり GX 住宅ビルダーズ公表制度要綱(以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、あおもり GX 住宅ビルダーズが、青森県のホームページ(以下「県ホームページ」という。)へ住宅イベント広報を掲載することに関し、必要な事項を定める。

(住宅イベント広報の基準)

第2条 県ホームページに掲載できる住宅イベント広報は、県の品位及びイメージを損なわないものとするとともに、県民の豊かな住生活の実現を考慮するものとする。

2 住宅イベント広報は、不定期に開催する住宅イベント等とし、定期的で開催しているものは対象外とする。

3 住宅イベント広報は、要綱第4条の規定に基づき、あおもり GX 住宅ビルダーズが参加しても良いものとする。

(住宅イベント広報の内容・方法)

第3条 住宅イベント広報で公表する内容は、次のとおりとする。

(1)実施場所

(2)イベント名

(3)イベント実施者

(4)日付

(5)開始時間

(6)終了時間

(7)イベント概要

(8)イベントのチラシ等

(9)イベントのURL

2 住宅イベント広報は、県ホームページでカレンダー形式により公表するものとする。

(住宅イベント広報の掲載開始日及び終了日)

第4条 住宅イベント広報掲載の開始日は随時とし、住宅イベント広報掲載の終了日は年度末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、県は、県の事情により住宅イベント広報掲載の開始日及び終了日を変更することができる。

(住宅イベント広報掲載料)

第5条 住宅イベント広報掲載料(消費税及び地方消費税含む。)は、無料とする。

(住宅イベント広報掲載の優先順位)

第6条 住宅イベント広報掲載の優先順位は、次に掲げる順序とする。

(1)県、市町村

(2)あおもり GX 住宅ビルダーズ公表制度要綱第5条によるビルダー

(3)あおもり GX 住宅ビルダーズ公表制度要綱第5条によるサポーター

2 前項の定めによるほか、申し込みの早いものを優先するものとする。

(住宅イベント広報の募集及び申し込み)

第7条 住宅イベント広報の募集及び申し込みは、次のとおりとする。

(1)住宅イベント広報は、あおもり GX 住宅ビルダーズへ公募するものとする。

(2)住宅イベント広報申込者は、kintone(キントーン)により県に申し込むものとする。

●入力フォーム

<https://c6492ef0.form.kintoneapp.com/public/45b662e981e8612cb8ccd7b4b7c3355a590276b7e52a3clea51534a5cc9e98d8?iframe=true">

(3)住宅イベント広報申込者は、実施日の7日前(期日が休日等に当たるときは、その前日。)までに申し込まなければならない。ただし、県が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(住宅イベント広報掲載の審査及び決定)

第8条 住宅イベント広報掲載の審査及び決定は、次のとおりとする。

(1)県は、住宅イベント広報掲載の申し込みがあったときは、実施日の5日前(期日が休日等に当たるときは、その翌日。)までに住宅イベント広報内容を審査して掲載の可否を決定し、その結果を、kintone(キントーン)又はメールにより通知するものとする。

(2)県は、住宅イベント広報の掲載を決定した後において、住宅イベント広報内容及びデザイン等が適当でないと認められるときは、住宅イベント広報申込者に対して、住宅イベント広報の内容等の変更を求めることができる。この場合において、広報申込者が変更に応じない場合

は、掲載を取りやめることができる。

（住宅イベント広報掲載の取り下げ）

第9条 住宅イベント広報申込者が自己の都合により住宅イベント広報掲載を取り下げるときは、県に申し出るものとする。

（住宅イベント広報データの作成）

第10条 住宅イベント広報データの作成のための経費は、住宅イベント広報申込者の負担とする。

（住宅イベント広報の変更）

第11条 住宅イベント広報掲載期間中の変更は認めないものとする。ただし、特別の理由により変更が必要と県が認めた場合は、この限りではない。

（住宅イベント広報掲載に伴う責任等）

第12条 住宅イベント広報の内容に関する一切の責任は、住宅イベント広報申込者が負うものとする。

（その他）

第13条 その他住宅イベント広報の掲載に関し、疑義が生じたときは、県と住宅イベント広報申込者がその都度協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。